

【交付申請時】

「年収の壁」対策支援奨励金の提出書類

セルフチェックリスト

事業主	
提出者名	

No.	名称	注意事項	確認
【共通】			
1	「年収の壁」対策支援奨励金交付申請書（様式第1-1号）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主の所在地は印鑑（登録）証明書と同じ表記で記入すること ・印鑑（登録）証明書と同じ代表者印が押印されていること（電子申請の場合、代表者名等を入力のみで可、押印は不要） 	<input type="checkbox"/>
2	「配偶者の収入要件がある家族手当」見直し計画書（様式第1-2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1 「年収の壁」対策支援奨励金交付申請等について」の「9 交付申請時に提出する見直し計画書（様式1-2号）の作成方法」に沿って作成すること 	<input type="checkbox"/>
3	誓約書（様式第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等の名称、所在地、代表者職を、印鑑（登録）証明書のとおり記入すること ・代表者氏名は代表者が自署すること ・自署でない場合、印鑑証明書の印を押印すること（電子申請の場合、代表者名等を入力のみで可、押印は不要） ・全てのチェック項目を満たしていること ・満たしていなければ申請不可 	<input type="checkbox"/>
4	【法人の場合】印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・3か月以内に法務局で発行されたもの（原本）（電子申請の場合は提出不要） 	<input type="checkbox"/>
	【個人の場合】印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・3か月以内に代表者の居住する区市町村で発行されたもの（原本） ・電子申請の場合は提出不要 	<input type="checkbox"/>
納税証明書			
5	【法人の場合】 ①法人住民税 ②法人事業税	<ul style="list-style-type: none"> ・都税事務所が発行するもの（原本） ・申請日時点で、納期が確定した直近のもの ・申請日時点で初めての納期限前の場合は、設立日と開業日がわかるもの（都税事務所に提出した法人設立・設置届出書の写し（受付印のあるもの））を提出すること ・非課税の場合、納付すべき額が0円の記載があることまたは課税されないことが分かるもの（非課税証明書等）を提出すること 	<input type="checkbox"/>
	【個人の場合】 ①個人住民税	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村が発行するもの（原本） ・代表者が都内在住の場合は居住地の納税証明書、代表者が都外在住の場合は事業地（都内）の納税証明書を提出すること ・申請日時点で、納期が確定した直近のもの ・申請日時点で初めての納期限前の場合は、設立日と開業日がわかるもの（開業・廃業等届出書の写し）を提出すること ・非課税の場合、納付すべき額が0円の記載があることまたは課税されないことが分かるもの（非課税証明書等）を提出すること 	<input type="checkbox"/>
	②個人事業税	<ul style="list-style-type: none"> ・都税事務所が発行するもの（原本） ・申請日時点で、納期が確定した直近のもの ・申請日時点で初めての納期限前の場合は、設立日と開業日がわかるもの（開業・廃業等届出書の写し）を提出すること ・非課税の場合、課税されないことが分かるもの（非課税証明書、確定申告書第一表及び第二表の写し、所得税青色申告決算書の写し等）を提出すること 	<input type="checkbox"/>
会社概要がわかるもの			
6	【法人の場合】 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から3か月以内のもの（原本） ・資本金5000万円を超える場合は、法人の従業員数を確認できる書類（会社案内等）を提出すること ・本店又は主たる事業所の所在地が記載されているもの 	<input type="checkbox"/>
	【個人の場合】 個人事業の開業・廃業等届出書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・都内の税務署に提出したもの（写し） ・個人事業主の代表者の居住地と事業地が異なる場合には、賃貸借契約書、営業許可書等両者の所在地が確認できる書類も提出すること 	<input type="checkbox"/>

No.	名称	注意事項	確認
7	就業規則一式	<ul style="list-style-type: none"> ・一式とは本則および別規定を含む ・申請日時点で労働基準監督署届出印（受付印）があること ・「配偶者の収入要件がある家族手当」の記載があること ※労働基準法により就業規則の届出義務が生じない場合（常時雇用する労働者が10人未満）であっても当奨励金の申請にあたり届出が必要となります	<input type="checkbox"/>
【提出代行者が申請する場合】			
1	委任状（様式第10号）	<ul style="list-style-type: none"> ・委任者欄は、印鑑（登録）証明書と同じ表記で記入すること ・郵送申請のみ提出可 	<input type="checkbox"/>
【受理印が押印された交付申請書の控えの返送を希望する場合】			
1	「年収の壁」対策支援奨励金交付申請書の控え	<ul style="list-style-type: none"> ・控えの返送は「年収の壁」対策支援奨励金交付申請書（様式第1-1号）1枚のみ対応する 	<input type="checkbox"/>
2	返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> ・切手を貼付提出すること ・返信先は事業主（提出代行者には返信不可） 	<input type="checkbox"/>